

### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 ウオロク 豊町店  
所在地 新発田市豊町2丁目7番16号  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 店舗面積の合計  
（廃止前）1,063平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
平成25年3月12日
- 4 廃止しようとする理由  
店舗を解体したため
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日